

改定（訂）幼稚園教育要領，保育所保育指針，幼保連携型認定こども
園教育・保育要領における「子どもの最善の利益」に関する考察

大津 泰子

A study on the best interests of the child in the revised
guidelines for kindergarten teaching, guidance for day care center,
and guidelines for collaboration of kindergarten and day care
center

Yasuko Ootsu

Abstract

The object of this study is to consider the best interests of the child in early childhood care and education. The Child Welfare Act was amended in 2016, which was enacted in 1947. This revision clarified the right of child and the best interests of the child as basic philosophy of Child Welfare Act. This philosophy has to be taken in all actions concerning children, whether undertaken by public or private social welfare, courts of law, administrative authorities or legislative bodies.

In 2016, three guidelines were revised, which are guidelines for child education of kindergarten and nursery of day care center, and collaboration of kindergarten and day care center. Following the revised Child Welfare Act, the notion of the right of child and the best interests of the child should be clarified in these guidelines and ensured in education, social welfare and other fields concerning children.

In this paper, I analyze the contents of revised three guidelines from the point of view of the concept of the best interests of the child, which are based on the Convention on the Rights of the Child. And I specify subjects as to the best interests of the child in an infant care and education for a future study.

Key words; Right of the child, Best interests of the child, Guideline for kindergarten teaching, Guidance for nursery of day care center, Guideline for collaboration of kindergarten and day care center

1. はじめに

子どもの権利条約に関する我が国の報告書の審査で、国連子どもの権利委員会（以下 CRC とする）は、我が国に対して、過去 3 回にわたり、包括的な子どもの権利法が存在しないことを指摘し、子どもの権利に関する包括的な法律を制定することを検討し、条約の原則及び規定と国内法制度を完全に適合させるための措置をとるよう勧告している（パラグラフ 12）。その勧告を受け、2016 年の「児童福祉法」の改正では、理念の転換が行われた。児童福祉法の理念規定は、1947 の制定時から改正されておらず、「子どもの権利条約」に掲げられている「子どもが権利の主体」、「子どもの最善の利益の優先」が明確化されないままであった。「子どもの権利条約」が日本で批准されて 22 年、初めて日本の国内法で、子どもが「権利の主体」として位置づけられた。

今回の改正では総則の冒頭（第一条）に「子どもは適切な養育を受け、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と「子どもの権利」を位置づけ、第 2 条においては、「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と「子どもの最善の利益」とともに、能動的権利としての子どもの意見を尊重することも明記された。

さらに、国や自治体の責任として、第 2 条第 3 項において「国及び地方公共団体は、児童の保護とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とされ、さらに、第 3 条の 2 においては、「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。」とされ、子どもの福祉のためには、子どもへの直接的な支援以外にも、保護者を含め、社会全体が子どもの福祉を支援・保障することが明確化された。

「児童福祉法」は、子どもの福祉を保障するための原理であり、すべて子どもに関する法令の施行にあたり尊重されることとなるため、今回の改正によって、「子どもの権利擁護」が理念として位置づけられたことで、子どもに関わる福祉の法制度全体の仕組みと目的が再確認されることとなる。特に前述した第 2 条においては、能動的権利としての「子どもの意見を尊重する」ことが明記された意義は大きい。特に子どもと関わる保育等の分野においてその認識と実践は大きく期待されることとなる。

児童福祉法改正と同時に、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂（定）が行われた事で、「保育」「教育」「養護」における「子どもの権利」「子どもの最善の利益」が反映されなければならない。この改訂（定）内容を「子どもの最善の利益」を考慮した保育という観点から今後の課題について整理する。

2. 子どもの最善の利益

子どもの権利条約は 1989 年国連総会で採択され、その 1 年後の 1990 年に発効した。日本は 1994 年に子どもの権利条約に批准した。CRC は条約の第 2 条「差別の禁止に関する権利」、第 3 条「子どもの最善の利益の第一義的考慮」、第 6 条「生命および発達に対する権利」、第 12 条「意見を聴かれる子どもの権利」の 4 つを一般原則とした。

「子どもの最善の利益」の概念は、条約では「子どものかわかるすべての公的もしくは私的な社会福祉機関、裁判所、行政機関または立法機関によってなされたかどうかにかかわらず、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される（第 3 条 1 項）」と規定されている。これまでの子どもを「権利の享受」の立場から「権利行使」の主体ととらえている。また、乳幼児に最も関連するものとして、第 9 条、18 条、20 条及び 21 条に記述されている。

しかし、「子どもの最善の利益」について、子どもの権利条約において具体的に定義されておらず、その言葉の意味や内容が十分に検討されているとは言い難い。そこで、まず「子どもの最善の利益」とは何か、その理念を明確にする必要がある。

CRC は、2005 年に「一般的意見 7 号乳幼児期の権利の実施」を採択し、乳幼児期の権利の基本的な考え方、権利保障の実現に必要なものについて明らかにした。この第 7 号は、出生してから 8 歳までの子どもを乳幼児と定義し、「子どもの最善の利益」（パラグラフ 13）で、「第 3 条は、子どもに関わるあらゆる行動において子どもの最善の利益が第一義的に考慮されなければならないとの原則を定めている。乳幼児は相対的に未成熟であるため、自己のウェルビーイングに影響を及ぼす決定および行動との関連で、その子どもの意見および発達しつつある能力を考慮に入れながらその権利および最善の利益を評価および代表する、担当の公的機関に依拠することになる…（省略）…最善の利益の原則は子どもに関するすべての行動に適用されるのであって、その実現のためには、子どもの権利を保護し、その生存、成長およびウェルビーイングを促進するための積極的措置に加え、子どもの権利の実現について日常的責任を負っている親その他の者を支援および援助するための措置が必要である」としている。乳幼児の最善の利益の原則、それを実現するために、それに関わる親その他の者への支援や援助についても言及している。

網野は、子どもの最善の利益について、「子どもの生存、発達を最大限の範囲において確保するために必要なニーズが最優先されて充足されること」と定義づけ（網野 2016 : 6）、これに基づき、子どもの最善の利益を考慮した保育をすすめるにおいて、受動的権利保障と能動的権利保障という二つの観点でとらえた。受動的権利とは、「義務を負うべき者から保護や援助を受けることによって効力を持つ権利」とし、生命が守られ、保護される、育てられる、教えられる、導かされる等、受け身の存在としてその権利が保障されることと捉える。また、能動的権利保障とは、「人として主張し行使する自由を得ることによって効力を持つ権利」とし、子どもが「人間」としての自然のニーズ、例えば…したい、…したくない、等の主体的な思いや願い、主張や意見を述べ行使する権利と捉えている。

山田は、保育の現場における子どもの最善の利益について「子ども一人ひとりにとって

の最善の利益、そして子ども集団にとっての最善の利益は、子どもと保育者、子ども同士、子どもと環境の関係の中で、当事者である子どもが自分で見つけ出し、自分で作りだし、自分のものにしていくと考える。保育者は、その時点でどうなることがその子どもにとっての最善の利益になるのかを、その子の思いや願いや発達の課題を理解しながら捉え、その子にとってふさわしい援助をしていくことになる。日常の保育における子どもの最善の利益を護る保育者の援助は、大変重要である」としている。(山田 2016 : 10)

実際に保育現場では、日常の子どもとの関わりにおいて「子どもの最善の利益」を考慮した保育が実践されてきた。子どもの現在のありのままを受け止め、心の安定を図りながら一人ひとりの子どもにきめ細やかに対応する養護的側面と、子どもを保育の中心に据え、子どもの自主性や主体性を大事にして、子どもの成長・発達を促す保育内容や活動を組み立て実践する教育的側面を一体的に展開されてきた。

筆者は、「子どもの最善の利益」の視点として、①子どもの「主体性」の尊重、②子どもと保育者の受動的で応答的な人間関係の保障、③子どもと保育者の信頼関係を基盤とした子どもの発達、④子どもの最善の利益を考慮する保育環境について、今回改訂（改定）された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領について考察する。

3. 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領の改訂（定）

（1）改訂（定）の背景

今回の平成 29 年改訂（定）では、「幼稚園教育要領」（以下、教育要領）「保育所保育指針」（以下、保育指針）「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」（以下、教育・保育要領）の 3 法が同時に改訂（定）された。保育指針・教育要領は 2008 年に改定（訂）され、2014 年に告示された教育・保育要領は初めての改訂となる。

教育要領の改訂は、文部科学省の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程に設置された幼児教育部会での検討により「幼児教育部会における審議の取りまとめ」が 2016 年 8 月に報告された。保育指針は、厚生労働省の社会保障審議会児童部会保育専門委員会で検討され、「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」が 2016 年 12 月に報告された。教育・保育要領は、内閣府子ども・子育て本部に設置された幼保連携型認定子ども園教育・保育要領の改訂に関する検討会で「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ」が発表された。

これらの 3 つの指針・要領の改訂（定）案が報告され、2017 年 3 月 31 日に新しい教育要領、保育指針、教育・保育要領が告示された。今回の 3 法令が同時に改訂（定）されたことによって、幼稚園、保育所、幼保連携型認定子ども園が、幼児教育施設として位置づけられることとなった。

この背景には 2015 年に施行された「子ども・子育て支援新制度」によって、幼稚園、保育所、認定子ども園が並立し、さらに、地域型保育施設が新設されたことで、就学前の教

育、保育施設の種別が複雑化し、設置者にとっても利用する保護者にとってもわかりにくい制度になったことが挙げられる。また、「保育」「教育」の概念が複雑化したため、「保育」「教育」の概念を整理し幼児教育の統一性を図る必要性が出てきたことが指摘されている。

また、世界の先進国の保育・幼児教育改革が一挙に進み始めたことも、今回の改訂の大きな背景となっており、就学前の保育・幼児教育を重視し、充実させることで高い教育効果が見られるという調査結果などから、幼児期の教育の重要性への認識が高まっている。

さらに、待機児童問題の解消のため、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い新設された地域型保育施設においては、0,1,2歳児を対象とした小規模保育、家庭的保育が増加しており、乳児保育から幼児教育への移行時の転園も増えている。そのため、「保育の質」を保障するという観点からも、3歳以降の育ちを見通しながら0,1,2歳児の保育を行う事が重要になっている。

（２）保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ

今回の大きな特徴は、保育園・子ども園・幼稚園が「幼児教育施設」とされたことである。「幼児教育施設」として幼保統一化の動きには、まず、国際的な幼児教育の研究で、質の高い幼児教育を受けたことで、その後の学力の向上や将来の高所得、犯罪の低下等につながるという調査結果が出され、これを受けた OECD においても幼児教育の重要性の認識が高まったことが背景にある。次に、女性の社会進出に伴い女性就業率は増加し、その結果保育所利用数が急増したことが挙げられる。保育所は学校教育に位置付けられていないが、小学校との連携も含めて保育所における「幼児教育」の重要性が示されるようになった（坂崎 2016:136）。さらに、子ども・子育て支援法の成立により、幼児教育の振興は国家戦略として政府・与党あがて全力で取り組むべき重要課題とし、保育所も対象とした幼児教育の無償化が検討されている。子どもの権利保障の観点からも、保護者の就労形態になどに関わらず、すべての子どもの教育権利を保障するために幼保統一化が図られることとなった。

幼稚園・保育園・幼保連携型保育園が「幼児教育施設」となることで、それぞれに「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、小学校就学時の子どもの姿や小学校との連携を踏まえ共通の内容が盛り込まれた。また、「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント（保育指針では総則の「3 保育の計画及び評価」に該当）」など幼児教育の方法や質の向上が示された。

表 1. 改訂（定）後の章立て

	旧	新
幼稚園教育要領	第 1 章 総則 第 2 章 ねらい及び内容 第 3 章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項	全文 第 1 章 総則 第 2 章 ねらい及び内容 第 3 章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項
保育所保育指針	第 1 章 総則 第 2 章 子どもの発達 第 3 章 保育内容 第 4 章 保育の計画及び評価 第 5 章 健康及び安全 第 6 章 保護者に対する支援 第 7 章 職員の資質向上	第 1 章 総則 第 2 章 保育の内容 第 3 章 健康及び安全 第 4 章 子育て支援 第 5 章 職員の資質向上
幼保連携型認定こども園教育・保育要領	第 1 章 総則 第 2 章 ねらい及び内容並びに配慮事項 第 3 章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項	第 1 章 総則 第 2 章 ねらい及び内容並びに配慮事項 第 3 章 健康及び安全 第 4 章 子育ての支援

出所：「平成 29 年告示 幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領 幼稚園教育要領 保育所保育指針（2014 年）」から筆者作成

また、子どもを取り巻く環境の変化に対応した保育を提供するために、保育指針では「保護者に対する支援」が「子育て支援」になり、教育・保育要領では、新たに「子育て支援」が章立てされた。（表 1）

保育指針では、これまで「保育の内容」にあった「養護」の記述が、第 1 章「総則」に記載された。「保育の内容」は教育中心となり、「乳児」「1 歳以上 3 歳未満児」「3 歳以上児」に分けて記載され、特に 3 歳未満児の保育に関する内容が充実した。保育所職員の質の向上についてさらに具体的な内容が盛り込まれている。

これらの改訂（定）の内容をふまえて、「子どもの最善の利益」を保障する保育・教育がどのように展開されていくのか考察する。

（3）「子どもの権利」「子どもの最善の利益」の明示

過去 3 回にわたり、CRC はわが国に対して子どもの権利に関する包括的な法律を制定することを検討し、条約の原則及び規定と国内法制度を完全に適合させるための措置をとるよう勧告していた。その勧告を受け、今回児童福祉法の改正により「子どもの最善の利益」

が明記されたわけであるが、「保育所保育指針」については、「第1章総則」ならびに「第5章 職員の資質向上」の中で「子どもの最善の利益」が記述されているが、「第4章子育て支援」の基本的事項からは削除された。幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、第1条総則において、保育所保育指針とほぼ同じ内容が記載されている。

保育指針では、「第6章保護者に対する支援」においても、「子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること」と示されており、これは「子どもの権利条約」第5条の親その他の主たる養育者の役割は、「条約で認められている権利を子どもが行使するにあたって適当な指示および指導を与えること」とする内容である。「一般的意見7号」のパラグラフ16「親/主たる養育者と子どもの最善の利益」では、「赤ちゃんおよび乳児は他者に全面的に依存しているが、ケア、指示および指導を受け取るだけの受け身の存在ではない。親その他の養育者に対し、自分の生存、成長およびウェルビーイングのために必要な保護、養育および理解を求める、積極的な社会的行為主体なのである。」と明記されている。さらに「乳幼児は親または主たる養育者と強力な相互的愛着を形成するものである。子どもは、このような関係を通じて、個人のアイデンティティを構築し、かつ文化的に評価されるスキル、知識および行動を身につけていく。親（およびその他の養育者）は、このような形で、乳幼児が自己の権利を実現できるようになる主たる回路となるのが通例である」とし、子どもの最善の利益にしたがって行動することは、親その他の主たる養育者に委ねられた責任としている。親およびその他の主たる養育者は、子どもの最善の利益を考慮して適当な指示及び指導する責任があるため、「子育て支援」においても親その他の主たる養育者のニーズを優先させるのではなく、「子どもの最善の利益」を考慮した支援が不可欠であり、「第4章子育て支援」においても「子どもの最善の利益」が護られる必要がある。

今回の改訂で幼稚園教育要領には「子どもの権利」「子どもの最善の利益」が明記されていないことも、注目すべきであろう。「一般的意見7号」の「子どもの最善の利益」（パラグラフ13）で、「乳幼児は相対的に未成熟であるため、自己のウェルビーイングに影響を及ぼす決定および行動との関連で、その子どもの意見および発達しつつある能力を考慮に入れながらその権利および最善の利益を評価及び代表する、担当の公的機関に依拠することになる…」とし、子どものケア、健康、教育等に関するあらゆる意思決定において、最善の利益の原則が考慮に入れられなければならないと明記されている。

「学校教育法」においては、「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする（第22条）」と記載されているが、「子どもの最善の利益」とは明記されていない。

2014年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」では、1条に「子どもの権利条約の理念にのっとり」と規定されているが、これは0歳から30歳代までを対象とした労働政策を含むものであり、子どもの権利を直接保障しているとは言えない。

乳幼児期の教育は、子どもの発達段階から考えても小学校以降の教育とは異なり、「養護」の視点が必要となる。その意味でも幼稚園での「教育」と保育所での「教育」を区別することは、「子どもの最善の利益」を保証するものでないといえる。「幼児教育」において、「子どもの最善の利益」の保障を明記することが必要と考える。

4. 子どもの主体性の尊重

(1) 主体的・対話的で深い学び

新しい小学校の学習指導要領において、「主体的・対話的で深い学び」が導入され、これまでよりも、子どもの主体的な活動や学びが重視されており、「子ども主体の学び」という視点が示されている。今回の改定では、幼児教育においても、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点(「アクティブ・ラーニング」の視点)から指導の改善を図ることとなった。これまでも保育や幼児教育では、子どもたちの主体性や意欲を尊重して受容的・応答的保育を行ったり、子どもたちが身の回りの環境に主体的に関わる遊びを支えながら指導してきた。その内容について、具体的な指導の手立てが指導の改善の視点として次のように示された(中央教育審議会 2016)。

① 「主体的な学び」の視点

周囲の環境に興味や関心を持って積極的に働き掛け、見通しをもって粘り強く取り組み、自らの遊びを振り返って、期待を持ちながら、次につなげる「主体的な学び」が実現できているか

② 対話的な学びの視点

他者との関わりを深める中で、自分の思いや考えを表現し、伝え合ったり、考えを出し合ったり、協力したりして自らの考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

③ 深い学び

直接的・具体的な体験の中で、「見方・考え方」を働かせて対象と関わって心を動かし、幼児なりのやり方やペースで試行錯誤を繰り返し、生活を意味あるものとしてとらえる「深い学び」が実現できているか。

ここで、子どもの「主体性」について整理する必要がある。川田は、「主体性」の姿とは、単に積極的、意欲的な姿を意味するのではなく、子どもの根本的なあり方にかかわる言葉で、主体的な人間とは人との関係の中で働きかけること(能動)と働きかけられること(受動)を不可分のものとして、物事や行為の「意味」を追求することである(川田 2017: 57)と述べている。さらに、網野は、権利を行使する主体として能動的権利の保障の視点を指摘している。子どもの「いや」「したくない」といった拒否する権利を尊重することを忘れてはならない。保育の現場において、保育者の働き方に対して拒否する場合に、保育者が子どもの受動的権利を行使することに対する反発や反抗と捉えられることも少なくない。

い。しかし、子どもである前に「人間」であるという思いに関わることで、子どもが同じ人間として主張し、行使しようとしている思いや願いが理解できるとしている（網野 2017b:12-13）。その思いや願いを理解し、人間として寄り添い、見守ってもらえることで、子どもは思いや願いを受け入れてもらえた安心感、自尊感情を育てる事ができると言える。

さらに、保育や教育において、「見通しを立てて主体的に活動する」ことは、子ども自身の中に次は～と自分なりの見通しを形成し、次の行動に主体的につなぐようにすること、という事は認識されている。しかし、「見通しを立てて主体的に行動する」ことについて、黒川は次のように述べている。「確かに、子ども自ら見通しを持って生活することは、子どもが生活の主人公となる上で重要なことである。しかし、その見通しが子どもの本当の願い・要求に基づくものでないならば、それは子どもが主人公の生活とはどういえるものではない。子どもに寄りそい、子どもの思いをキャッチし、本当の願いをふくらませるための手立て＝環境づくりに留意し、子どもがその気になるのをじっくりゆっくり待つ保育においてこそ、子ども自身による主体的な見通しは育っていくのである。」（黒川 2015: 30）

「主体的な学び」の視点では、「周囲の環境に興味や関心を持って積極的に働き掛け」と、物事に対する積極性が強調されているように受け止められるが、子どもの積極的・意欲的な姿だけではなく、拒否する権利をも受け止め、子どもの本当の思い・願いに寄り添い尊重する。そして、その思いや願いの実現するために環境を含めてゆっくりと支援することで、子どもの主体的な活動が保障されていくといえる。

（２）育ってほしい１０の姿

今回の指針・要領の改訂（定）では、小学校との円滑な接続を図ることなどを目的として、「（幼児教育を行う施設で）育みたい資質・能力」と「育ってほしい姿」が明示された。

この３つの資質・能力は、小学校の学習指導要領の「総則」で学校の教育活動がめざすものとして、「基礎的・基本的な知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性」を柱とする「生きる力」を子どもたちに育むこととしている。そして、この３つの資質・能力が、幼児教育施設の活動全体を通して育まれている小学校就学時の具体的な姿として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（１０）」を示し、指導する際に考慮するものとしている。

〈育みたい３つの資質・能力〉

- １．豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- ２．気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

3. 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

〈幼児期の終わりまでに育ってほしい姿〉

- ① 健康な心と体
- ② 自立心
- ③ 協同性
- ④ 道徳性・規範意識の芽生え
- ⑤ 社会生活との関わり
- ⑥ 思考力の芽生え
- ⑦ 自然との関わり・生命尊重
- ⑧ 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- ⑨ 言葉による伝え合い
- ⑩ 豊かな感性と表現

指針・要領では、子どもたちの「主体的な活動」や「主体としての思い」を大切にした教育・保育を示しているが、育ってほしい10の姿に子どもの「主体性」がどのように受け止められ、保障されていくのであろうか。例えば、「できない」「したくない」という一見受動的な子どもたち、また、障がいをもつ子ども、貧困や格差の広がる中厳しい生活環境で過ごす子どもなど、困難を抱えた子どもたちにとって「育ってほしい姿」は、どう評価されるのであろうか。

教育要領の改訂のポイントに「自己抑制や自尊心などの非認知的能力の育成」など、現代的な課題を踏まえた教育内容の見直しを図る」が挙げられるが、「自己抑制」が強調され、子どもの「自己発揮」が反映されていない感が否めない。

大宮は、育ってほしい姿について、場面や大人の指示に合わせて「自己を抑制し、コントロールする」ことばかりが強調されていて、幼児期らしい発達の姿とはかけ離れた内容になっていることや、子どもが自己を主張する姿が、子どもの発達にとって欠かせない育ちとして描かれていないことを指摘している。例えば「自立心」について次のように述べている。

「たとえば「自立心」という柱には、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わう姿が掲げられている。ここには、大人自身でもきわめてむずかしいことが書かれている。「やりたいこと」を棚上げしていつも「しなければならないこと」だけをやるように、難しいことに直面しても途中で挫折して投げ出したりしてはいけなくと求めている。……(中略)……
「しなければならないことを自覚し、自分一人の力で最後までやり遂げよう

とする」のが「いい子」となってしまったら、育ちに課題や障がいのある子どもたちはどんな思いがするのだろうか。弱い立場にある子が自分らしさを認められない場所では、すべての子どもがプレッシャーを受け、仲間同士の温かいつながりも脅かされてしまうのではないか。(大宮 2017: 163)

さらに、「道徳性・規範意識の芽生え」では「してよいことと悪いことが分かり」「きまりを守る必要性が分かって」行動する姿が掲げられているが、自分の要求をぶつけたり、相手と対立したり、あるいはきまっているやり方を変えようとしたりすることが否定的にとらえられ、自分を主張するより先に、「よいか、悪いか」「きまりは何だったか」を自覚することが求められていると指摘する。また、「育ってほしい10の姿」は自分を主張しないこと、保育者が教えた「よいこと、悪いこと」に従うことを子どもに求めているが、自己主張のないところに、自己の要求と他者の要求との葛藤を経験しないところに、真の「道徳性」は育たない、としている(大宮 2017: 164)。大宮が指摘するように、これらの育ってほしい姿が、大人の意向による育ってほしい姿であれば、子どもの意志の尊重・最善の利益優先という点から大きく外れてしまうことになる。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿で、多くの現場の保育者が懸念するのは、子どもが「できる」「できない」で評価されることであろう。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(10の姿)は、5歳児完了時に完全にできるようになる、できるように育てなくてはいけない、などという到達目標ではない、とされているが、教育要領の「ねらい及び内容」では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際に考慮するものとする」とされ、教育・保育要領でも「総則」で同様の内容が記載されている。保育指針においても「保育の実施に係る配慮事項」には「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際には適宜考慮すること。」とされているため、具体的な姿にとらわれ、「こうあるべき」と受け止め指導することにもなりかねない。島本は、乳幼児期は、保育者の意識が「子どもたちが何を学ぶか」より、将来困らないため「子どもたちに何を教えるか」という方向に向いてしまうと、子どもたちが自らよりよい生き方をしようとしている姿に気づきにくくなってしまふ。常に「子どもにとってどうなのか」「子ども自身はどうしたいと思っているのか」に立ち返って保育を考えていくことが、自ら育とうとしている子どもを支えることになる、と述べ、これが子どもの「最善の利益」を第一に考え、「子どもの権利条約」を保育の中心に示えることであるとしている(島本 2017: 79-80)。

さらに、保護者の立場からは、示された10の姿を通して子どもの成長・発達を測ろうとする事もありうるのではないか。これらに照らし合わせ「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を子どもの成長・発達の物差しとし、早期教育を加速させる可能性も考えられ

る。これについて島本は、結果ではなくプロセスを大切にし、「子どもの最善の利益」を第一に考え、応答的な保育を展開する乳幼児教育の質について、園内で共用するだけでなく、保護者にも理解してもらうための取り組みが重要になってくると述べている（島本 2017:84）。

この育ってほしい姿が示されたことによって、教育・保育の方向性がわかりやすくなったというメリットも考えられる。しかし、一方で、子どものありのままの姿を認めるのではなく、この育ってほしい姿が目標となり、それに到達「できる」「できない」といった評価になりうることも考えられる。教育要領、保育指針、教育・保育要領には、そのとらえ方は示されておらず、誤解が生じる可能性も否定できない。また、この 10 の姿を達成するための具体的な教育・保育内容や方法は明記されていない。

子どもの主体的な学びや活動を尊重した教育・保育のためには、子どもの主体的な活動や学びとは何かについて理解をさらに深め、子どもの実態に即した教育・保育内容やプロセスを各現場で具体化していくことが必要となるであろう。

（3）カリキュラム・マネジメント

「育みたい資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識して、子どもの発達や生活を見据えた「全体的な計画」の作成が義務付けられた。つまり、指導計画などにこれらの視点を反映させ、「全体的な計画」や指導計画は園全体で PDCA（計画、実践、評価、改善）サイクルによって、保育の質の向上を図ることが求められる。これは、指針には明記されていないが、教育要領では「カリキュラム・マネジメント」と明記され、保育所でも実施が求められている。

保育の計画を立て実践し、その保育について振り返り、そして次の保育に生かすことは、これまでも保育現場で実践されてきた。子どもの成長・発達の過程は様々で、子どもの感性は大人の価値観や発想をはるかに超えている。そのため、保育計画の作成、実践において、大まかな保育の目標の設定のもと、その時々の子どもの関心や発想に柔軟に対応した保育が展開されてきた。一方、カリキュラム・マネジメントによって、作成された計画が作成者の限られた価値観や教育観のみが反映された保育内容になる事も考えられる。「保育の質」を保障するために、保育所や保育士が子どもの実態に即して保育内容を新たに構築する判断力、創造性、柔軟性など保育士の専門性が、カリキュラム・マネジメントの限られた枠組みでどのように発揮され展開されていくのか、今後の課題であろう。

5. 子どもと保育者の受動的で応答的な人間関係の保障

（1）受動的・応答的な関わり

「子どもの権利条約」第 12 条「意見表明権」においては、子どもの意見表明権を規定している。これは、大人が子どもについて何かを決定する場合には、子どもが自由に意見を表明し、さらにその意見を受け止め重視してもらう権利である。「一般的意見 7 号」パラグ

ラフ 14「乳幼児の意見および気持ちの尊重」では、「乳幼児は話し言葉及び書き言葉を通じて意思疎通ができるようになるずっと以前から、選択をし、様々な方法で、自分の感情、考えおよび希望を伝達しているのである」と述べられており、赤ちゃんがお腹がすいて泣くことも意見表明の行使である、としている。さらに世取山は、「意見表明権」は子どもの主体性と大人の間での受容的で応答的な人間関係も意味していると述べている。子どもが事実として持っている「主体性」を「権利」として認めるだけでなく、大人がその主体性を受け止め、それに適切に応答するよう求めることによって、受容的で応答的な人間関係をつくることを子どもの権利として認めていると指摘している。つまり、子どもの主体性と大人との受容的で応答的な人間関係の形成が子どもの権利の保障につながるといえる。

さらに、未満児の保育において、この時期の保育がその後の子どもの育ちにも大きな影響を与えるという国際的な研究結果重要性が高まり、心身の発達の基盤が形成される 3 歳児未満の保育の意義がこれまで以上に認識されている。

今回の保育指針改定において、乳児・1 歳以上 3 歳未満児の保育に関する記載が充実し、乳幼児のねらいと内容に関して、身体的発達、社会的発達、精神的発達の 3 つの視点が述べられている。また、受容的・応答的な関わりを通じた保育について記載されている。保育所において重要な養護は、子どもの心を受け止めて、認めて、それに返していくということ。そうした応答性のある保育や愛着関係のなかで培った力が、その先の学校教育における学ぶ意欲とつながっていく、とされている。

具体的には、保育指針「第 2 章 保育の内容」には、「受容的・応答的な関わり」が多く記載されている。特に「乳児保育に関わるねらい及び内容」と「1 歳以上 3 歳未満児の保育に関わるねらい及び内容」では特に強調されている。乳児保育においては、内容の取扱いで「保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮して、子どもの多様な感情を受け止め、温かく受容的・応答的に関わり、一人一人に応じた適切な援助を行うようにすること」と特定の保育士と受容的・応答的な関わりによって信頼関係を形成していくことが示されている。

また 1 才以上 3 歳未満児の保育においても「保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立するとともに、自分で何かをしようとする気持ちが旺盛である時期であることを鑑み、そのような子どもの気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わり、適切な援助を行うようにすること」と、乳児と同様に特定の保育士と応答的に関わり信頼関係の形成が示されている。

「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」でも、「3 歳未満児の保育については、保育士等との信頼関係の構築により基本的信頼関係を形成することは、生涯を通じた自己肯定間や他者への信頼感、感情を調整する力、粘り強くやり抜く力などの、いわゆる非認知的能力を育むことにもつながるものであり、保育士等が子どものサインを適切に受け取り、子どもたちの自己選択を促しつつ、温かく応答的に関わっていくことが重要である」と記述されている。3 歳児未満の子どもへの関わりには、特に受容的・応答的保育が

重要であり、そのためには特定の保育士が継続して関わり愛着や信頼関係を構築することが必要である。

（２）養護と教育の一体化

これまで改訂（定）された指針では、保育所における保育は、養護と教育を一体的に行うことが重視されてきた。旧保育所保育指針では、「第３章 保育の内容」の「保育のねらい及び内容」に「養護に関わるねらい及び内容」が記述されていたが、今回の改定では、「第１章 総則」に「養護に関する基本的事項」が示され、「第２章 保育の内容」には、主に「教育」に関する「ねらい」「内容」「内容の取扱い」が記載された。但し「実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意する必要がある」と記載されている。「第１章 総則」に「養護に関する基本的事項」が示されたことは、０歳から６歳まで一貫して養護が保育の基礎としてきたことが、より明確になり、大きな意味があるとされる。

保育指針「総則」で記載されている「２ 養護の理念」は「保育における養護とは、子どもの生命に保持及び情緒の安定を図るために保育等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通して、養護に関するねらい及び内容をふまえた保育が展開されなければならない。」とされている。

保育における「養護」と「教育」の一体化は保育の展開において最も重要な原理とされ、保育指針においては「総則」で述べられたにも関わらず、教育・保育要領においては、「養護」に関する基本的事項として章立てされていない。さらに「教育」と「保育」を行う施設とされ、「養護」という文言も、「幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項」において「生命の保持や情緒の安定を図るなどの養護の行き届いた環境の下、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を展開すること。」と示されるのみである。

教育要領には、「養護」に関して記載は見られない。「子どもの最善の利益」は、保育のみでなく教育においても第一義的に考慮され、保障されるものでなければならない。戦後の幼児教育制度改革の中心であった倉橋惣三は、「学校教育法」（１９４７）制定のために論議に参加しており、「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」とし、「保育」という言葉を使っている。幼児教育の意義は生活教育であり、幼児期の教育は生活教育だからこそ「保護（養護）」と「教育」は同時に含まれるとしている（倉橋 １９４６：４）。

「養護」は、保育所保育指針には、「生命の保持と情緒の安定」をめざした保育者の働きかけとしており、衣食住など子どもの生活や安心・安全を保障するための働きかけを示している。それらを保障するためには、保育者が子どもの要求や思いを感じ受けとめ、子どもの側で応答的に関わる温かな人間性が不可欠である。大宮は、「養護」と「人間関係の形

成」について次のように述べている。「乳幼児は周囲の環境への能動的な働きを通して発達していきます。そうした子どもの能動的な働きかけは、保育者と子どもとの間に、あるいは子ども同士の間に、信頼関係や応答的な関係が成立しているとき引き出されるものです。つまり養護は、子どもの生命や健康・安全の確保という点で教育の前提をなすだけでなく、子どもを取り巻く関係性を形作るという点で教育にとって不可欠の構成要素をなしているものです(大宮 2015a: 42-43)。」このことから、子どもとの応答的・受動的関係によって信頼関係が作られ、それを基盤として子どもは主体的に周りとの関係に広げていくことができる。子どもの能動性を受け入れ大人との愛情豊かな関係を基礎として、子どもたちは大人との信頼関係を築くことができる。そしてそれが大人の援助や指導を主体的に受け入れ、よりよい「教育」につながっていくといえる。

6. 「子どもの最善の利益」を保障する環境整備

(1) 子どもの生命保持と安全の保障

保育所保育指針に示された「養護」とは、子どもの生命保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである、としている。子どもの生命保持という点で、保育指針と同様に、教育・保育要領に「健康及び安全」が新たに設けられたことは評価できる。

保育指針第3章には、「子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要である」と示されている。

「健康及び安全」について、教育・保育要領では、第3章「健康及び安全」が新たに章立てされた。保育指針第3章「健康及び安全」では、アレルギー疾患への対応、食育の充実、事故防止の工夫、災害への備えが加えられた。アレルギー疾患への配慮が必要な子どもが増加していることから、保育所においても対応が必要となり、医師の診断に基づき対応すること、関係機関との連携、看護師や栄養士が配置されている場合はその専門性を活かした対応をすることが示された。睡眠中の事故やプール・水遊び中の事故などに対して、環境への配慮や指導の工夫が示されたが、子どもの活動を過度に制限したり、保育環境に必要なものを排除したりすることがないように、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、事故防止の対策を図ることが示された。災害への備えに関しては、各地で発生している震災や洪水などの災害から子どもたちを守るために、普段から災害を想定した対策を検討し、地域の関係機関と連携しながら避難訓練や対応の練習をするという狙いがある。

一方、教育要領については、「健康及び安全」の章は設けられていない。全体的な計画の作成において、「学校保健計画、学校安全計画などと関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものである」と規定されている。「学校保健安全法」では、「第5条学校保健計画の策定等」、「第27条学校安全計画の策定等」で、学校においては、それぞれの計画を策定し、実施しなければならないと規定されているだけで、具体的な内容は示されていない。

教育要領において、健康及び安全に関連する内容は、「第2章ねらい及び内容」において、「安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や物事などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。」と示されている。その他には、健康及び安全に関わる配慮に該当する文章として、「豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと（前文）」「3歳児の入園については、家庭との連携を密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること（第3教育課程の役割と編成等）」「幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、（中省略）園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと（第3教育課程の役割と編成等）」が見られるが、具体的な内容は示されていない。

「子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり」と保育指針第3章の冒頭に記載されているが、幼稚園においても子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命を守る重要な要素である。幼児は小学校入学以降の子どもと比較しても、事故やケガが発生するケースも多く、健康及び安全面においては特に配慮が必要となる。幼稚園においてもアレルギーを持つ子どもの増加、プールや水遊び中の事故など注意が必要であり、具体的な内容を明記する必要がある。

子どもの人権擁護の視点として、「虐待」に関する内容について今後検討する事が必要と思われる。山縣は、保育の現場で決して起こってはならない代表的なものとして「虐待」について、社会的養護関係施設、障害者支援施設、高齢者福祉施設には規定されている「虐待の禁止」が保育所の職員について記載がないと指摘している（山縣 2017：24）。身体に対する暴力に関わらず言葉や態度で子どもの心を傷つける心理的虐待は気づかずに起きている可能性も否定できない。これは、保育だけに限らず、教育の場においても同様である。

子どもの生命が守られ保護される「子どもの権利」を保障するために、保育園、幼稚園、子ども園に限らず、認可外保育施設、小規模保育施設などすべての教育・保育施設において、子どもの生命の保持と安全の確保について検討と改善が求められる。

（2）保育・教育環境の整備

「子どもの最善の利益」を考慮した保育を展開するために、親や保育者、保育施設への支援は不可欠である。「子どもの権利条約」18条では、「親の第一義的責任と国の援助」で、親が養育責任を果たせるように国は親を支援しなければならないとある。同時に子どものケアのための施設やサービスを提供することも国の義務と明記されている。また、「一般的意見7号」では「年齢段階にふさわしいプログラム基準と専門家の研修」（パラグラフ23）として、「専門家」という表現が用いられているが、これは保育施設や保育者等を意味する「専門的ケア提供者」と捉えてよいであろう。この「専門的ケア提供者」について、世取

山は次の点を指摘している(世取山 2011:9-10)。

①「十分な人数のスタッフが配置されている」こと、②「スタッフが適切な心理学的資質を有し」ていること、③「スタッフが、良く研修を受けている」こと。研修は「状況、年齢および乳幼児の個性にとって適切なサービスの提供」を可能にするもので、しかも、「子どもの権利および発達に関する理論および実践に関するしっかりとした、かつ、最新の理解」を獲得させるものであること、④「高い資格を有する男性および女性の労働力を引き付けるために、乳幼児のための仕事は、社会的に価値が与えられ、かつ、適切な給与が支払われる」こと。

これらは、人的資源、保育者の専門性、社会的地位とそれに見合う賃金の保障とまとめることができる。人的資源については、保育所においては、「最低基準」と「保育士不足」があげられる。保育士配置最低基準は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」では、0歳が3対1、1・2歳が6対1、3歳が20対1、4・5歳が30対1であるが、他国と比較しても、適切な人員配置とはいえない。児童福祉施設の施設基準は規制緩和の方向にあり、保育所においても待機児童問題解消目的など、保育条件の切り下げが可能となっている。今回の改定では、保育の内容、保育士の専門性の向上については、より規定が厳しくなっている。「保育の質」の向上には、保育士の専門性の向上は欠かせない。しかし、保育内容の規制化においては、保育士の子どもの実態に即した保育内容の創造性・柔軟性、自発的な努力の低下につながる事も考えられる。

保育・教育において、子どもの主体的・対話的な学びが尊重される環境を保障するには、「こうしなければならない」ではなく、子どもとゆっくり向かい合い、子どもとの「対話」を通して、保育者が「主体的」に柔軟で自由な発想を持った保育を構築し、その積み重ねを通して主体的な保育が可能になる。川田は、保育者の主体性について次のように述べている。「他者との関係の中でしか主体性は成立しません。ですから、保育者自身が主体として物事を受け止め、発信していくことが、対話的關係の成立にとって大事な条件です。その意味で、実践の具体においては、保育者の主体としての自由が最大限保障されるべきなのです。」(川田 2017: 58) つまり、子どもの主体的・対話的な深い学びの実践には、保育・教育現場の保育者や職員の間で「対話的」な関係性が成立し、保育者自身の自主性、主体性が尊重される事が基礎となると言える。

子どもの主体的・対話的な深い学びを保障するためには、保育者の主体性、専門性、職員集団の関係性が重要であることは言うまでもない。しかし、実践的に実現されるには、保育者の意識や努力、保育姿勢が変わるだけでは困難であり、保育条件を視野にいれる必要がある。

特に乳児保育において、保育所で子どもとの愛着関係を形成するには、同じ保育者が同じ子どもに継続的に関わることが基本となる。しかし、乳児保育の需要が高まり、園で受け入れる乳児の人数が増え、多数の保育士が、正規職員、臨時職員、パート・アルバイトなど多様な勤務体制の職員が保育する現状がある。その中で、特定の保育士が常に対応す

るのは難しい状況がある。

さらに、今回の保育指針では、「第5章職員の資質の向上」が示され、幼児教育施設として資質・専門性を向上させる内容が新たに加えられた。職員の資質の向上の強化について、「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」では、保育所が地域における子育て支援の中心的な役割を担うことから、的確判断・対応が求められていることや、様々な困難を抱えた家庭や子どもへの対応において、保育所の求められる支援機能が多様化・複雑化していることなどが示されている。それらに対応するために、職員の資質向上が求められている。

職員の資質向上の基本的な考えとして、それぞれの職員が自己評価等を通じて改善のための課題を把握し、それを保育所全体で共有し、さらに各職員の専門性を生かし協働して対応する一連の取り組みを組織的、計画的に進めていくためのマネジメント機能の強化が示されている。職場における研修の充実や外部研修への機会が確保されるよう努めることとされ、それは施設長の責務となった。また、研修の実施体制等の内容が新たに加わり、職員の専門性と資質向上が強調されている。

教育・保育の統合性、継続性、安定性、専門性を確保するためにも、保育者が現場で経験を積み、研修等によってさらに専門性を高めることは不可欠である。しかし、求められる専門性を高めるためには、労働環境や給与といった環境整備が必要となる。例えば、保育所の研修の実施体制について、職員の雇用形態が多様であり、限られた保育士数でギリギリの保育を実施している園も少なくない中、職員の外部研修への機会が保障され、さらに時間外手当など給与の保障を可能にするための労働環境の改善を進めることが優先されるべきであろう。

保育士だけではなく、幼稚園教諭においても同様に労働環境の改善が求められる。給与に関しては「平成28年度賃金構造基本統計調査」によると、幼稚園教諭のきまって支給する現金給与額³は22.9万円で、保育士の22.3万円よりやや高いが、全職種の33.3千円と比較すると、保育士同様低い給与といえる。保育時間に関して、幼稚園は保育所に比べて短い、子どもの送迎や、降園後に指導記録や指導計画などの書類作成、教材準備など時間外労働が課される。全国私立学校教職員組合連合の調査(2010～2011年)によると、88%が時間外労働をしており、時間外手当について全体の84%が支払われていないという結果になった。保護者への連絡帳の記入や保育の準備など仕事を自宅に持ち帰る教諭は87%に上っている。教育・保育の専門性を高めていくためには、幼稚園教諭も保育士と同様に、給与や労働環境など改善され、継続的な現場での経験が保障される環境整備が求められる。

おわりに

児童福祉法の改定によって「子どもの権利」「子どもの最善の利益」が明確化されたことにより、これらの視点を踏まえた保育・教育内容が考えられることになる。しかし、残念ながら、幼稚園教育要領にはこれらの文言が入ることはなかった。学ぶ主体者である子どもの権利について、「学校教育法」に明記していくことが必要であろう。

幼稚園、保育所、認定子ども園の3種類の就学前子どもの保育・施設が「幼児教育」施設となったことで、これまでの保育所における保育内容も「教育」に関わる内容が追加された。これによって、平成30年施行予定の新教育課程カリキュラムに合わせ保育士養成カリキュラムの内容の見直しや、保育現場に即した専門性を強化する内容の検討が行われる予定である。保育士に求められる専門性として、旧保育指針から保育者の専門性に専門的知識・技術・判断が加えられ、さらに、対話能力、記録・観察力、応答的保育に関する能力が求められるであろう。子どもを導く立場としての保育者自身の人間性、知識・技術・活用力の能力と「学び続ける学び」を養う役割として養成機関の充実が必要となる。

<<注>>

1 保育士1人当たりの児童数は、イギリス(イングランド)では2歳未満児3名、2歳児4名、3歳以上児13名であり、ニュージーランドでは2歳未満児5名、2歳以上児6名(職員2名以上の場合は10名)である。(池本 2012: 72)

2 非正規職員の雇用率は、ベネッセ教育総合研究所2012年調査では、非正規職員は、公営保育所54.2%、私営保育所40.2%。全国保育協議会「全国保育協議会会員の実態調査報告書2016」では、公設公営保育所50.4%、公設民営保育所36.9%、民設民営保育所36.6%である。

3 きまって支給する現金給与額

労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額のこと。手取り額でなく、税込額である。現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与も含まれる。

引用・参考文献

- 網野武博 (2016) 『子どもの最善の利益を考慮する保育』 保育学研究第 54 巻第 3 号, 4-8
- 網野武博 (2017a) 「新たに示される保育指針とこれからの重要な課題」『保育の友』2017 年 5 月第 65 巻第 5 号, 21-25
- 網野武博 (2017b) 「子どもの最善の利益とは何か」『保育の友』2017 年 8 月第 65 巻第 60 号, 8-22
- 池本美香 (2012) 『保育の実を保障していくために』 都市問題 2012 年 12 月号, 日本総合研究所
- 大宮勇雄 (2015a) 「子ども子育て支援制度の「教育」「保育」観を問う」『こども白書 2015』, 39-43
- 大宮勇雄 (2015b) 「子ども子育て支援制度の「教育」「保育」観を問う」『保育白書 2015』 ちいさななかま社, 176-182
- 大宮勇雄 (2017) 「改定指針・要領の何が「問題」か」『保育白書 2017』 ちいさななかま社, 161-165
- 川田学 「子どもも大人も関わりながら発達する保育へ 1) 要領・指針の発達観の変遷といま大事にしたいこと」『どう変わる？何が課題？現場の視点で新要領・指針を考えあう』 ひとなる書房, 52-60
- 倉橋惣三 (1946) 「幼児保護と幼児教育」『幼児の教育』第 46 巻第 3 号
- 倉橋惣三 (1947) 「学校教育法における幼稚園 (一) : 講習筆記」『幼稚園の教育』1947 年 7 月号
- 黒川久美 (2015) 『乳幼児期の子どもの権利と保育・療育の今日的課題』 Journal of The Human Development Research, Minamikyushu University 2015, vol.5, 27-34
- 厚生労働省 (2016) 『平成 28 年度賃金構造基本統計調査』 厚生労働省 Web ページ
<http://www.whlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2016/index.html>
- 子どもの権利委員会 (2005) 『一般的意見 7 号 (2005 年) 乳幼児期における子どもの権利の実施』 子どもの権利委員会 第 40 会期 (2005 年 9 月) 採択
- 坂崎隆浩 他 (2016) 『乳幼児教育における教育・保育に関わる要領や指針の在り方に関する研究』 保育科学研究第 7 巻, 133-148
- 島本一男 「子どもの権利とプロセスを大切に作る計画と評価」『どう変わる？何が課題？現場の視点で新要領・指針を考えあう』 ひとなる書房, 78-84
- 社会保障審議会児童部会保育専門委員会 (2016) 『保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ』 社会保障審議会児童部会保育専門委員会
- 須永美紀 (2107) 『子どもの主体性を育てる保育者の援助』 こども教宝仙大学紀要 Vol. 8, 65-73

- 世取山陽介（2011）「子どもの権利条約と乳幼児の権利」『保育情報 2011 年 5 月 No. 414』全国保育団体連絡会. 2-12
- 全国保育協議会『全国保育協議会会員の実態調査報告書 2016』
web ページ <http://www.zenhokyo.gr.jp/cyousa/201706.pdf>
- 民秋言（2017）『幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立と変遷』萌文書林
- チャイルド社（2014）『幼保連携型認定こども園教育・保育要領 幼稚園教育要領 保育所保育指針<原本>』チャイルド社
- チャイルド社（2017）『平成 29 年告示幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型こども園教育・保育要領<原本>』チャイルド社
- 中央教育審議会（2016）『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及びに特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）』
- 中央教育審議会幼児教育部（2016）『次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめのポイント』中央教育審議会幼児教育部第 10 回配布資料
- 内閣府（2016）『幼保連携型認定子ども園教育・保育要領の改訂に関する検討会 審議のまとめ（概要）』
- 浜田寿美男（1996）『人間を理解するということはどういうことか』障害児・者情報センター
- ベネッセ教育総合研究所『第 2 回 幼児教育・保育についての基礎調査』
web ページ http://berd.benesse.jp/up-images_research_research24_pre1.pdf
- 無藤隆・汐見稔幸編（2017）『幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領はわかり BOOK』学陽書房
- 山縣文治（2017）「子どもの最善の利益と保育」『保育の友』2017 年 8 月第 65 巻第 60 号. 23-25
- 山田陽子（2016）『日常の保育における子どもの最善の利益を獲る保育者の援助のあり方』保育学研究第 54 巻第 3 号. 9-19